

# 重層的支援体制整備事業 について（概説）

# 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

## 地域共生社会の実現 (第4条第1項)

### 地域福祉の推進

(第4条第1項・第2項)

地域生活課題の解決に向け  
た取り組み (第4条第3項)

### 包括的な支援体制の整備

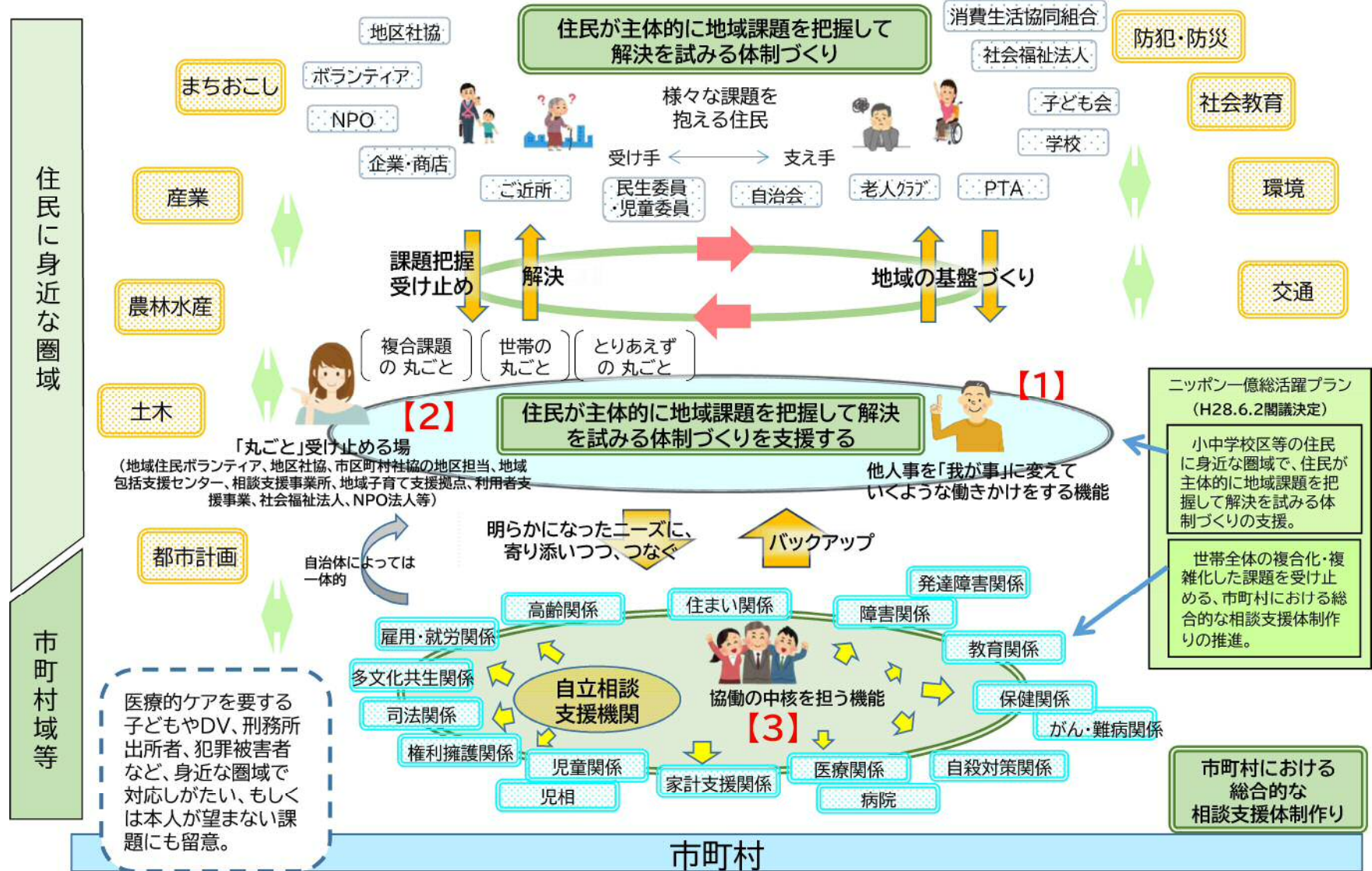
(第106条の3)

包括的支援体  
制構築事業  
(モデル事業)

### 重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

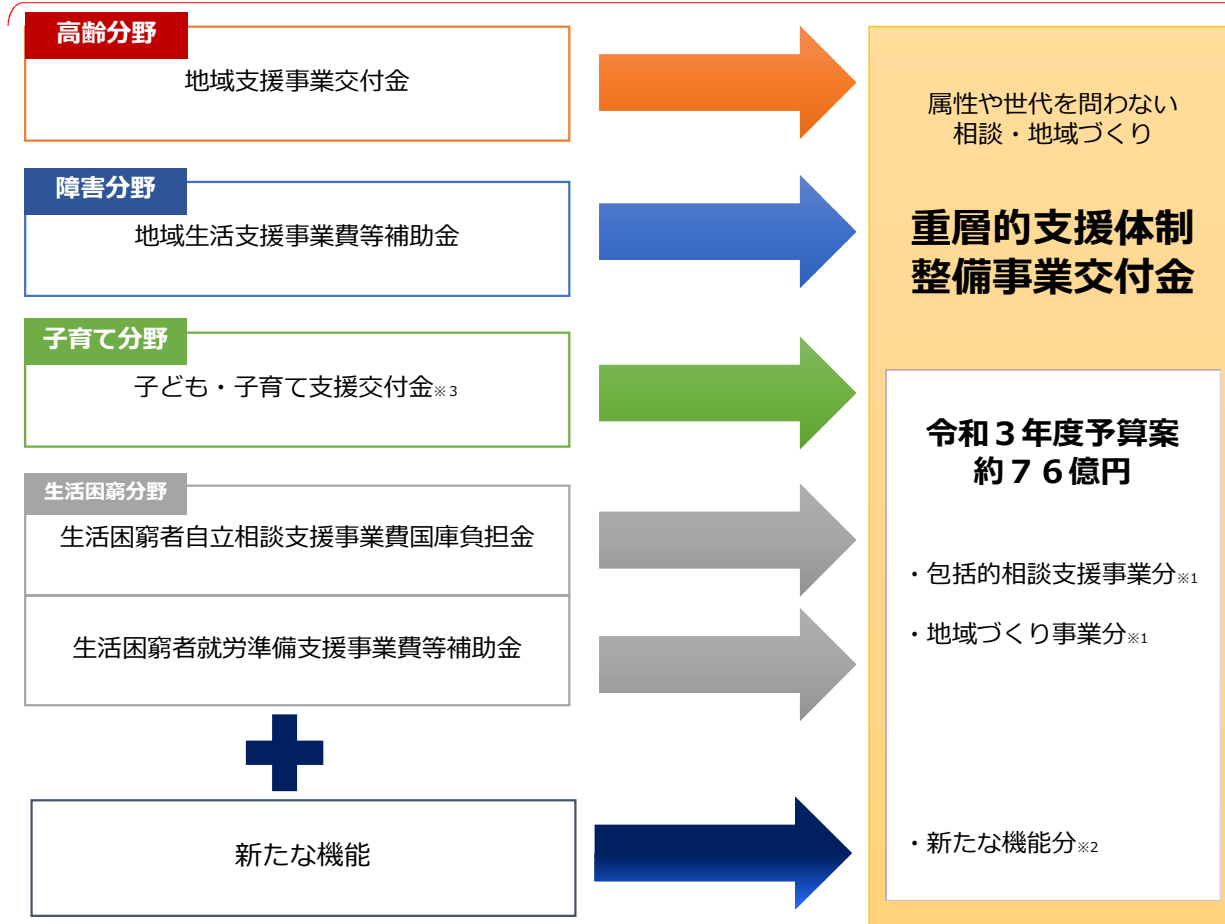
# 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



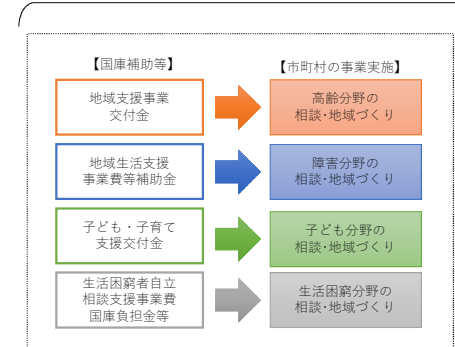
# (令和3年度予算案) 重層的支援体制整備事業交付金の創設について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）



(参考：現行の仕組み)



## <※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
  - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
  - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
  - ・子育て（利用者支援事業）
  - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

## ○地域づくり事業

- ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
- ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮（生活困窮者の共助の基盤づくり事業）

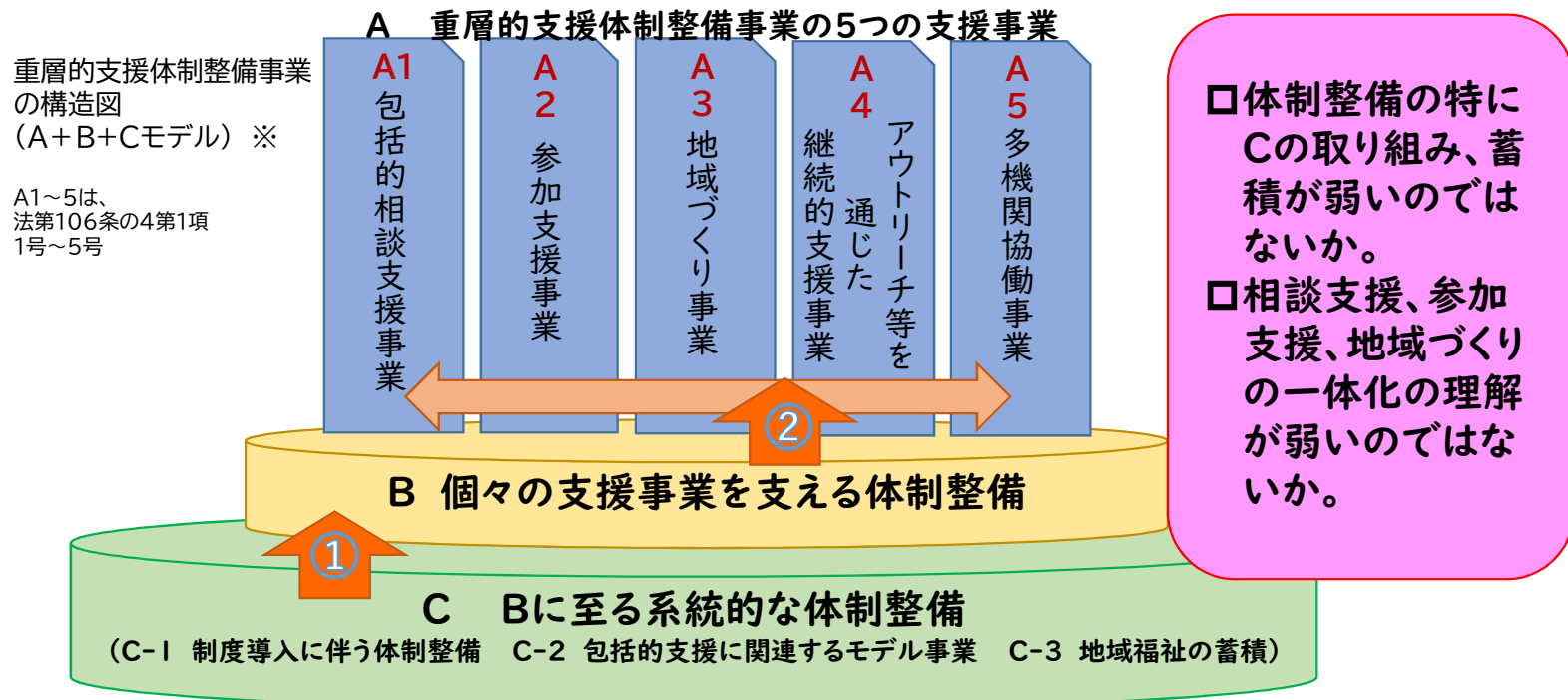
## <※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

## <※3 子育て分野の予算計上について>

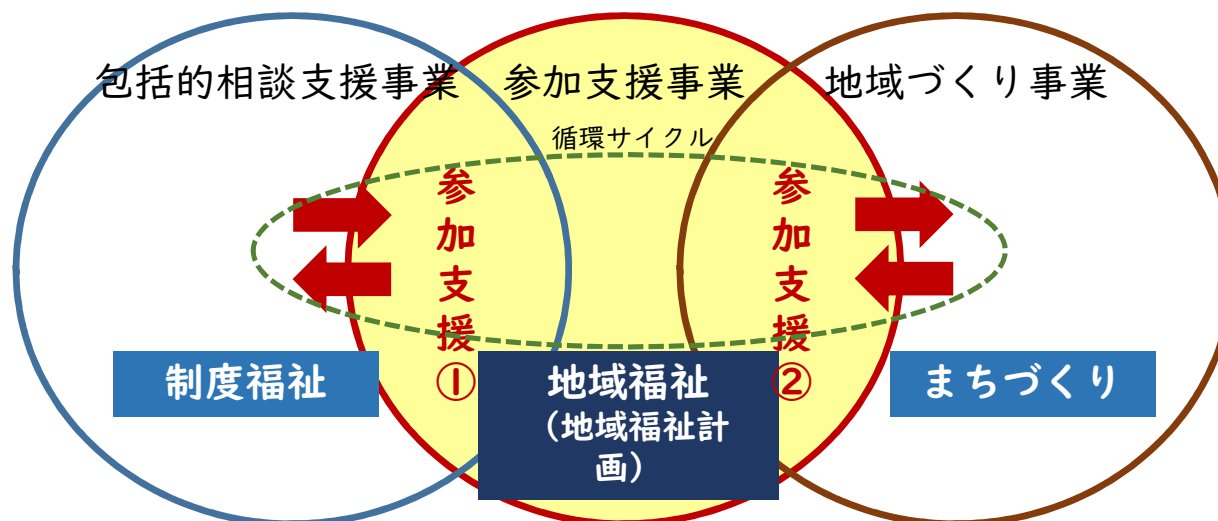
- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

## 各自治体における包括的支援体制整備の課題



※出典：NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター，令和3年度社会福祉推進事業「重層的の新体制整備事業による体制整備に向け市町村内の事業実施体制の評価指標の開発に関する調査・研究事業」を一部加筆している。

## 相談支援、参加支援、地域づくりの一体化の理解と事業の関係



①制度福祉間の協働、②制度福祉と地域福祉との協働、③地域福祉と地域づくりとの協働

※出典：NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター，令和3年度社会福祉推進事業「重層的新体制整備事業による体制整備に向け市町村内の事業実施体制の評価指標の開発に関する調査・研究事業」の図を一部改変し、追記している。